



2020年 全日本 電気自動車グランプリ シリーズ競技規則

2020年2月14日 制定

第1章 総則

第1条 競技規則書の制定

日本電気自動車レース協会(以下JEVRAと称す)は、地球温暖化防止の推進と電気自動車産業発展および優秀な人材育成のために開催する「全日本 電気自動車グランプリ シリーズ競技規則書」(以下本規則と称す)を制定し、JEVRAが行う全ての電気自動車レース(以下EVレースと称す)に適用する。

第2条 JEVRAの権限

JEVRAは次の権限を有するものとする。

第1項 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなく、エントラント、ドライバー、ピットクルー、チームを選択あるいは拒否することができる。

・エントラント:参加申込時にエントラント登録された者。

・ドライバー/ピットクルー:参加申込時に参加登録された者。

第2項 ドライバーに対して、競技出場の健康上の資格について最終的な決定をすることができる。

第3項 競技番号の指定、あるいはピット割り当て等にあたって、各参加者の優先順位を決定することができる。

第4項 大会スポンサーの広告を参加車両およびドライバーの装備品に貼付させることができる。

第5項 参加車両に対して車載カメラを搭載することができる。

第6項 参加車両およびドライバー、メカニックのスポンサーを拒否することができる。

第7項 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、レースの延期、中止、取り止めおよびレースの短縮、延長、タイムスケジュールの変更、コースの変更等を決定することができる。

第8項 レース区分において参加申込み台数が少ない場合、そのレース区分を中止することができる。

第9項 賞典を適宜に追加変更することができる。

第10項 参加料の返還、免除等に付いて決定することができる。

第11項 止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができる。

第12項 すべてのチーム監督、ドライバー・ピットクルー・同伴者およびその参加車両、音声、写真、映

像、レース結果等に関し、主催者およびJEVRAは報道、放送、放映、出版等の権限を有し、JEVRAが許可した場合、この権限を第三者が持つことができる。

第13項 参加者は電気自動車普及促進に係わる事項に関してJEVRAに協力しなくてはならない。拒否した場合は、如何なる出走を拒否することができる。

第14項 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、参加受付後であっても参加を拒否することができる。

第15項 すべてのチーム監督、ドライバー、ピットクルーは現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約して参加申込しなければならない。

第16項 参加申し込み後の参加料は、如何なる事由があっても返還はしない。

第17項 本規則に記載の無き事項についてはJEVRAが最終判断をする。

第3条 個人情報の取り扱い

第1項 JEVRAは、参加者の個人情報を管理する際は、適切な管理を行なうとともに、外部への流出防止に努め、外部からの不正アクセス又は紛失、破壊、改ざん等の危険に対しては、適切かつ合理的な安全対策を実施し、参加者の個人情報の保護に努める。

第2項 JEVRAは、個人情報に係るデータベース等へのアクセスについては、アクセス権を有する者を限定し、不正な利用がなされないよう厳重に管理する。

第3項 JEVRAは、参加者によりよいサービスを提供するため、個人情報の取扱いを外部に委託することがある。この場合、グループ会社又は個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先(以下「業務委託先」という。)を選定し、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、お客様の個人情報の漏洩等なきよう必要な事項を取り決めるとともに、適切な管理を実施させる。

第4条 シリーズ名称

日本語表記 2020 全日本 電気自動車 グランプリ シリーズ

英語表記 2020 ALL JAPAN EV-GP SERIES

第5条 大会日程および名称

第1戦	2020年 4月12日(日)	全日本 筑波	EV 50Kmレース大会
第2戦	2020年 5月30日(土)	全日本 袖ヶ浦	EV 50Kmレース大会
第3戦	2020年 7月 5日(日)	全日本 SUGO	EV 50Kmレース大会
第4戦	2020年 8月 1日(土)	全日本 筑波	EV 55Kmレース大会
第5戦	2020年 9月12日(土)	全日本 袖ヶ浦	EV 55Kmレース大会

第6戦	2020年10月 4日(日)	全日本 筑 波	EV 60Kmレース大会
第7戦	2020年11月14日(土)	全日本 富 士	EV 50Kmレース大会

第2章 ドライバーおよびピットクルー

第1条 ドライバー

第1項 参加資格

1. レース当日に有効な普通自動車運転免許証を所持者。
2. 参加サーキットにおけるコースフラッグの意味を全て理解している者。
3. 本規則の内容を全て理解していること。また、大会関係者の指示に従うことのできる者。
4. 20歳未満のドライバーは保護者の承認を必要とし、その証として参加申込書の該当欄に保護者の自筆署名、捺印(実印)を受けて提出すること。
5. 上記以外でJEVRAが認めたもの。

第2条 ドライバーの登録変更

参加申し込み後にドライバーの変更を行う場合は、ドライバー変更手数料(11,000円/税込)を添えて書面でドライバーの登録変更を行うことが出来る。

第3条 ピットクルー

競技に参加することを許されるピットクルーは満18歳以上の者に限られる。競技参加に関連して起こった死亡、負傷および災害の責はすべて各自がJEVRAに迷惑を掛ける事無く自己処理すること。

第4条 保険

ドライバーおよびピットクルーは競技に有効な保険に加入していること。

ドライバーは1000万円以上、ピットクルーはそれぞれ500万円以上の保険に加入しなければならない。既に加済済のものは、その旨を定められた書式によって申告するものとし、加入保険金額が上記の額に満たない者はその不足分について必ず保険に加入しなければならない。

【JEVRA共済保険】(申込は便箋に氏名と口数を書いてお送りください。書式は自由。)

- ドライバー 1名/1,000円(1口) : 死亡補償金⇒100万円(最大10口まで加入可能)
 - : 入院補償金⇒3,000円(継続7日以上1日目より実数30日限度)
 - : 通院補償金⇒1,500円(継続7日以上1日目より実数30日限度)
- ピットクルー 1名/500円(1口) : 死亡補償金⇒100万円(最大10口まで加入可能)
 - : 入院補償金⇒3,000円(継続7日以上1日目より実数30日限度)
 - : 通院補償金⇒1,500円(継続7日以上1日目より実数30日限度)

※JEVRA共済保険は、公式予選および決勝レース中のコース上およびピットロード上で起きた事故にのみ適用される。

第5条 ドライバーおよびピットクルーの遵守事項

第1項 規則の熟知と遵守

本規則ならびに競技会ごとに定められた諸規定を熟知し、これを遵守するとともにオフィシャルの指示に従って競技会の秩序の維持に協力しなければならない。

第2項 安全の確保とその責任

安全の確保は参加者の全員が各自の責任において常に留意していなければならない最も重要な事項である。競技中、万一事故による車両の損害あるいは人員の死傷等があった場合でもスポーツとしての原則に基づきその責任は各自が負わなければならない。JEVRA、開催サーキット、他の参加者、あるいは競技の運営にあたるオフィシャルや警備員等に対して一切の迷惑をかけないものとし、参加申し込みの際に誓約書に署名し、このことを明確に遵守しなければならない。

第3項 マナーの遵守

すべての参加者はスポーツマンとしての襟度を保ち、言語を慎み礼儀正しく、明朗公正に行動しなければならない。また、競技会の期間中に薬品による精神状態を繕ったり、飲酒をしたものはレースから除外される。

第4項 自主責任体制

すべての参加者は自らの意思と責任において参加するものであることを深く認識し、万一の場合に備えてその参加について家族の了承を得ておくとともに、有効な保険に加入するなどして十分な自主責任体制を整えた上で参加しなければならない。

第5項 ドライバーズおよびチーム監督ブリーフィング

ドライバーとチーム監督は必ず定められたブリーフィングに参加しなければならない。

第3章 参加車両

第1条 参加車両規定

第1項 動力

1. 動力はモーターとする。
2. モーターの形式は自由とする。但し、製造会社および型式の申告は義務付ける。

第2項 作動

1. 作動はバッテリー(電池)のみで行うこと。(EV-Rは除く)
2. 作動のバッテリー(電池)の形式は自由とする。但し、製造会社、型式および容量の申告は義務付ける。

第3項 駆動の方法は自由とする。

第4項 車輪の数は4輪までとする。

第5項 駆動輪の本数は、自由とする。

第6項 車両の各寸法(サイドミラー及び牽引フックは除く)は以下のサイズ(値)を超えてはならない。市販車クラスはサイズ内であっても車体形状をはみ出す追加の突起物は認められない。

1. 全長: 6m
2. 全幅: 2m
3. 全高: 2m

第7項 タイヤ

1. 使用タイヤは、JEVRAに「登録認定」した次のタイヤメーカーのみ使用できる。
 - ①株式会社ブリヂストン社製
 - ②住友ゴム工業株式会社製
 - ③横浜ゴム株式会社製※上記以外のタイヤメーカー製の使用は、JEVRAに登録申請をしなければならない。
2. 使用タイヤは、レース専用タイヤ(スリックタイヤ及びレーシングレインタイヤ)を除き自由とする。
3. 使用タイヤの本数は自由とする。
4. 上記以外にJEVRAが特別に認めたタイヤメーカー製。

第8項 市販車クラスの最低車両重量は車検証に記載した重量の2%減までとする。

既定重量以下の場合にはバラストを固定して積載しなければならない。

また、車両重量計の無い開催サーキットは測定しない場合もある。

第9項 最大車両重量は制限を設けない。

第10項 座席数の確保

市販車クラス(EV-1/2/3/4/F/R)は、車両検証記載の乗車定員の座席数を確保しなければならない。

但し、4点式以上のロールバーを装着した車両は後部座席の取外しを認める。

第11項 車両検査証の所持

全ての市販車クラスは車両検査証を所持しなければならない。

第2条 参加クラスおよびレース距離

- 第1項 EV-1クラス ・市販車クラス(モーター最大出力201kW以上)
- 第2項 EV-2クラス ・市販車クラス(モーター最大出力151kW以上201kW未満)
- 第3項 EV-3クラス ・市販車クラス(モーター最大出力101kW以上151kW未満)
- 第4項 EV-4クラス ・市販車クラス(モーター最大出力101kW未満)
- 第5項 EV-Cクラス ・コンバートクラス(エンジンをモーターに換装した車両)
- 第6項 EV-Pクラス ・プロトタイプ・クラス(開発車両/レース専用車両)
- 第7項 EV-Fクラス ・市販車クラス(FCV=燃料電池車クラス)
- 第8項 EV-Rクラス ・市販車クラス(レンジエクステンダー/発電をエンジンで行う車両)

第3条 レース距離

- 第1項 第1, 2, 3, 7戦は50Km, 第4, 5, 戦は55Km, 第6戦は60Kmとする。

第4条 競技車両番号

第1項 競技車両番号(ゼッケン)の決定

競技車両番号はJEVRAにより決定される。

ゼッケンベースを支給された場合はJEVRAの指示に従わなければならない。

第2項 貼付け場所およびゼッケンサイズ

フロント部、左右、ルーフ部、後部の5ヶ所に貼ること。但し、オープンカーのルーフ部は除く。

一桁のサイズはタテ15cm以上とする。後部はタテ12cm以上とする。

第3項 取り付け時は容易に剥れないように固定すること。

第5条 各参加クラスの成立

第1項 各参加クラスは1台以上で成立する。参加台数が最大出走台数に満たない場合は、他のクラ

スと混走とする場合がある。また、混走を除く参加クラスが不成立の場合には、参加料は返還される。

第4章 安全規定

第1条 ドライバーの安全遵守事項

第1項 ドライバーの装備は、不燃レースングスーツ、不燃アンダーウェア、不燃シューズ、不燃グローブの装着を推奨する。ヘルメットはフルフェイス型またはジェット型を推奨する。

第2項 競技に適した健康状態で参加し、競技中は常にお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で操縦し、危険とみなされる行為があってはならない。

第3項 レース中、予選中を問わず、故意に規定の走路から外れたりコーナーをショートカットしたりして走行することは禁止される。ただし、オフィシャルの誘導の下に行くことはこの限りではない。

第4項 走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし安全上オフィシャルの誘導の下に行く場合はこの限りではない。

第2条 車両に関する安全規定

第1項 参加車両は充分安全なロールバーを装着しなければならない。

ロールバーを装着しない車両は、ドライバーおよびチーム監督の誓約書の提出をもって許可をする場合がある。(EV-Cクラス及びEV-Pクラスは義務付ける)

第2項 シートベルトは4点式以上の装着を義務付ける。

4点式以上のシートベルトを装着しない車両は、ドライバーおよびチーム監督の誓約書の提出をもって許可をする場合がある。

第3項 電気装置器具の全ての部分において、車体と通電する構成要素の間には、最小限の絶縁抵抗がなければならない。また、電流の通じる全ての部分には、偶発的接触に備えた防護が施さ

れなくてはならない。十分な物理的抵抗を持たない素材(塗装コーティング、エナメル塗料、酸化物、ファイバーコーティング剤)、および絶縁テープは認められない。

車体ならびに安全構造体だけでなく伝導性を有するシャシーフレームも、車両(シャシー)のアースに接続しなくてはならず、かつシステム(電子機器)のアースからは絶縁されていなければならない。

第5章 車両検査

第1条 車両検査

第1項 競技に参加する車両およびドライバーは、指定された時間までに、必要書類、ドライバー装備(EV-Rクラスは、不燃レーシングスーツ、不燃アンダーウェア、不燃シューズ、不燃グローブ、不燃マスク、フルフェイス型ヘルメットの装備を義務付ける)および参加車両を車両検査場または指定された場所で公式車両検査とドライバー装備品検査を受けなければならない。

第2項 検査を受けない車両およびドライバー、または検査の結果、不相当と判断された車両およびドライバーは予選、決勝のいずれにも出場できない。

第3項 JEVRAは検査の結果、不相当と判断した個所について修正を命ずることができる。

第4項 車両検査でJEVRAより指摘された箇所の修正を命じられた場合は再度の車両検査を受けなければならない。従わない場合は、如何なる出走を拒否することができる。

第5項 如何なる車両も、安全上の理由からスタートを禁止される場合がある。

第6項 車両検査を通過した如何なる車両であっても、随時JEVRAの指示に従い予選、決勝のいずれも出走を拒否される場合がある。

第6章 公式予選

第1条 予選方式

公式予選は次の方法で行う。

第1項 タイムトライアル方式

一定時間に任意に走行し、記録されたベストラップタイムにより決勝グリッド順位を決定する。

1. 複数の組に別れて行われる予選の順位決定方法

参加台数により予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。

天候の変化などにより路面状況に大きな差異が認められるとJEVRAが判断した場合には予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受け付けない。

予選組ごとのタイム順で決定した場合のグリッドは、予選組のトップのタイムを出した車両がポールポジションとする。

2. 最終的なスターティンググリッドはJEVRAの決定による。この決定に対する抗議は認めら

れない。

- 3.予選に出走しなかった車両は、グリッドよりスタートした最後尾の車両が第1コーナーに侵入後にピットロードより競技役員の信号機の緑灯を点灯またはグリーンフラッグの振動によりスタートができる。

第2条 計時

公式予選の計時は次の項目に基づいて行われる。

第1項 計時装置

車両がコントロールラインを通過した時自動的にタイムが記録される計時装置を使用する。また、計時装置の不良によりタイム計測ができない者のタイムは、オフィシャルによる手動計時による予選周回中のいずれかのタイムを採用する。

第2項 同一タイム

2名以上が同一タイムを記録した場合はセカンドタイムの比較により決定される。セカンドタイムまで同一の場合は、サードタイムというように以下、比較して決定される。

第3項 記録の削除

予選中の規則違反の事実が明らかになった場合、当該ドライバーによって記録されたタイムを無効とし、予選記録から削除される。

第3条 予選の中断

安全上、コースの清掃、整備または故障車両の回収、負傷者の救出等のために、全マーシャルポストで赤旗を提示することにより予選を中断する場合がある。特に定められていない場合に限り、中断に関する指示およびその後の時間調整はJEVRAにより決定される。

第4条 車両保管

参加車両は、予選終了後に指定されたピットもしくはパドックに車両を保管しなくてはならない。仕方なく車両を保管場所から持出しする場合は、書面で理由と再検査手数料(10,000円/税別)を添えて持出しを行うことが出来る。但し、持出し終了後は速やかにJEVRAに報告しなければならない。

第7章 レース

第1条 スタート

スタート位置は、すべてのドライバーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ドライバーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。

第1項 スタート方式

定められたグリッドについて静止状態から発進するスタンディングスタートを原則とするが、天候等の状況により、これ以外のスタート方式を取る場合もある。

第2項 スターティンググリッド

スターティンググリッドは、スタッガードフォメーションとする。スターティンググリッドに着くこ

とができなかった車両のグリッドはそのまま空席とし、他の車両はグリッド上の各々の車両の位置を保持しなければならない。

グリッドの定数は開催サーキットの定めた台数とする。尚、非出走者のグリッドは空席とする。

第3項 スタート方法

スプリントレースは定められたグリッドについて静止状態から発進するスタンディングスタートとする。

第4項 スタート進行

- ① コースイン時間になると、グリッドへ向けてのコースイン開始合図が出され、すべての車両は公式通知に示された規定時間以内にグリッドへ向けてコースインしなければならない。
 - ② 規定時間以内にコースインできなかった車両は、正規にコースイン出来なかったものとみなされ、ピットスタートとなる。ピットスタートはピットロードで待機し、決勝レースで全車がスタートし、最後尾の競技車両が1コーナーを通過した後、競技役員がピットロード出口の信号機の緑灯を点灯またはグリーンフラッグの振動によりスタートとなる。
 - ③ スタートの手順の進行は5分前、3分前、1分前および30秒前を記入したボードを表示して行われる。これらのボードは警告音とともに表示される。
- (1) 5分前ボード:秒読み開始。グリッドへの進入は締め切られる。コース上におけるすべての作業を禁止される。この時点でグリッドへ着けなかった車両は既にコースインしている車両の最後尾もしくはピットにいる車両はピットスタートとなる。
 - (2) 3分前ボード:ドライバー、競技役員およびピット要員2名を除くすべての者はコース上から退去する。
 - (3) 1分前ボード:ドライバーが車両内に着座したまま動力を始動する。ついで、上記(2)で明記したピット要員が、コース上から退出する。
 - (4) 30秒前ボード:このボードの30秒後、グリッド前方で、緑旗が振られ、競技車両はグリッド上の隊列を保ちながらポールポジション車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。また隊列は前車との間隔をそれぞれ5車身以内(約25m以内)に保たなければならない。フォーメーションラップ中、追い越しは禁止される。また、フォーメーションラップは行わない場合もある。
 - (5) スタート出来ないドライバーは、腕を挙げなければならない。他の全車両がフォーメーションラップを開始した後、競技役員のみが当該車両をトラック上で押して動力を始動することが出来る。この車両はフォーメーションラップを行うものとするが、他の走行中の競技車両を追い越してはならず、最後尾のグリッドに着かなければならない。
 - (6) フォーメーションラップに出遅れた車両およびフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、先頭車両が自己のグリッドに着くまでの間に限り、安全に配慮し、自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。ただし、上記時間制限までに自己のポジションに戻れなかった場合は、グリッドの最後尾からスタートする

ことができるが、その車両は赤ランプが点灯する前までに停車していなければならない。

万一、その車両は赤ランプが点灯するまでに停車出来ないと判断された場合、競技役員の指示に従い、徐行でピットに戻り前記②で決められている要領で、ピットスタートを行うことができる。

- (7) 車両がスターティンググリッドに戻ったら、それぞれのグリッド位置に停車する。各車両の予選順位または競技番号を記載したボードを持った競技役員がグリッドの各列に向かって立つ場合があり、その列の車両が停止したらただちにボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターは赤ランプ「5秒前」ボードを表示する。当該ボード表示5秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめて赤ランプを点灯する。赤ランプ点灯後通常2秒以上3秒以内に赤ランプが消灯もしくは、赤ランプ5灯が消灯となりレースがスタートする。
- (8) スターティンググリッドに帰着後、スタート出来なくなった場合は、当該ドライバーは腕を上挙げて、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示する。スタート停止後、始動が出来ても、競技役員は黄旗振動を続け、当該車両はストール車扱いとなる。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーは最後尾もしくはピットからスタートすることが出来る。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方の新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。これらの車両は、再フォーメーションでストール車があった場合でも当初のグリッドに戻ることは出来ない。また、スターティンググリッドに帰着後、何らかの理由によりスタート遅延の原因となったドライバーもストール車と同様の扱いとする。

第5項 反則スタートを判定するためJEVRAが審判員を任命し、反則スタートに対しては、ドライビングスルーペナルティもしくは、決勝結果に30秒を加算するものとする。

また、審判員の判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第6項 スタートペナルティ

当該ドライバーに競技番号とペナルティを示すボードをコントロールラインで掲示する。

コントロールライン上で3回の掲示を受けたにも関わらずピットインせず、ペナルティを実行しない場合、当該ドライバーには更に加重したペナルティが課せられる。

同時に複数の違反が発生した場合、ボードは複数同時に掲示する場合もある。

ジャンプスタートのペナルティが実行される前にレース距離50%未満で赤旗中断され、レースが無効となった場合は、ピットスルーペナルティは消滅し再スタートが行われる。また、レース距離50%以上で赤旗中断(レースが完了)され、ピットスルーが実行されていなかった場合は、当該ドライバーのレース結果に対して30秒加算される。

第7項 スタート手順に関する違反に対しては、失格までの罰則が適用される場合があり、ジャンプスタートのペナルティ判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第2条 禁止事項

第1項 バッテリー(電池)充電の禁止

如何なる車両もグリッド上および決勝スタート後のバッテリー(電池)の充電は禁止される。
但し、主催者の指示がある場合は、この限りではない。

第2項 EV-Fクラス(燃料電池車両)は、如何なる車両もグリッド上および決勝スタート後の水素の補填は禁止される。

第3項 バッテリー(電池)交換の禁止

如何なる車両もグリッド上および決勝スタート後のバッテリー(電池)の交換は禁止される。
但し、主催者の指示がある場合は、この限りではない。

第4項 車両のバッテリー(電池)は、法令に従った資格所持者以外が触れてはならない。

第5項 水素の補填は、法令に従った資格所持者以外が触れてはならない。

第3条 走行中の信号合図

第1項 旗またはデジフラッグによる信号

サーキットの旗信号規定に基づいて行う。

第2項 信号合図に対する応答義務

オフィシャルからの競技番号と同時に信号合図を受けたものは、うなずくかまたは手を上げるなどして必ず応答しなければならない。

第3項 黄旗掲示区間

黄旗掲示区間では一切の追い越しは禁止される。ドライバーは、事故処理等によるオフィシャルの活動に配慮し速度を落とし作業の現場から離れたコース上のラインを一列になって走行しなければならない。

第4条 停車指示

レース続行が危険もしくはその疑いがあるとみなされるドライバーまたは車両についてJEVRAは、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。

天災、大事故等の不慮の事態が発生した場合、JEVRAはマーシャルポストから提示される赤旗によって全ドライバーに対し、停止を指示することができる。

第5条 レースの一時停止

JEVRAが天候上の理由、あるいはその他の理由からレースの中断を決定した場合はコントロールラインにおいて赤旗を掲示し、これと同時に各マーシャルポストでは赤旗振動で掲示する。走行中の車両は直ちにスローダウンし、グリッド上で停止し、ピットクルーは車両に触れてはならない。

レースの中断の場合、次のとおり区分される。

第1項 先頭のドライバー、および先頭のドライバーと同じ周回数を走っていた残りのドライバー全員がレース距離20%未満の走行の場合、当該レースは無効とされ、新たにレースが行われる。

レースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言される。

- 第2項 先頭のドライバー、および先頭のドライバーと同じ周回数を走っていた残りのドライバー全員がレース距離20%以上50%未満の走行の場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントは1/2が与えられる。(小数点以下四捨五入)
- 第3項 先頭のドライバー、および先頭のドライバーと同じ周回数を走っていた残りのドライバー全員が本来のレース距離50%以上(小数点以下切り捨て)を走行の場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントは100%与えられる。

第6条 赤旗中断されたレースの再スタート

競技結果がレース距離20%未満の場合の再スタートのグリッドポジションは本来のレースと同じとし、レース距離が20%以上の場合は赤旗で中断した周回の1周前の通過順位でグリッドポジションを決定する。また、再スタートできない車両のグリッドはそのまま空席とする。

第7条 走行不可能な事故および故障時の対処

- 第1項 走行不可能な事故および故障した場合、当該車両は、速やかにコース外の安全な場所に移動する。
- 第2項 ドライバーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。
- 第3項 車両がコースアウトした場合、オフィシャルが指示した場所または、当該車両が有利にならないような場所からレースに復帰することができる。
- 第4項 当該車両が有利となるショートカット(コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利となる)はペナルティの対象になる場合がある。
- 第5項 車両がコース復帰可能な状態か十分に確認し、漏電や電解液等の漏れがある場合や、破損部が鋭利になっている場合、オフィシャルに報告しコース復帰してはならない。
- 第6項 いかなる場合においてもコース内でヘルメットを脱いではならない。
- 第7項 走行中に停止車両を発見した場合、翌周以降の通過時には十分な注意を払って走行しなければならない。
- 第8項 コース上における修理、再スタートはドライバー自身が行わなければならない。また、工具を携帯して走行してはならない。
- 第9項 チーム員、観客等はオフィシャルの許可なしにコース内に立ち入ってはならない。
- 第10項 逆走、ショートカットは禁止する。但し、オフィシャルが許可をした場合この限りではない。

第8条 リタイア

- 第1項 レース中の事故あるいは車両の故障などでその後の走行の権利を放棄する場合は、その旨をオフィシャルに届けるものとする。
- 第2項 コース上において車両が動かなくなったためにリタイアする場合は、安全な場所に停車した後、近くのオフィシャルに届けるものとする。その場合でもヘルメットは脱がないこと。

第3項 負傷その他の理由で意思表示ができない状況下にあつてはオフィシャルの判断に委ねられる。

第9条 レースの終了

第1項 レースの終了

先頭の車両にチェッカーフラッグが掲示された後、引き続き後続車両にも特別規則書に示す時間に掲示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。

1. ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップの車両のすぐ前に他の車両がいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーと青旗を掲示する。これはトップを走行する車両はレースを終了するが、そのすぐ前を走行する車両はファイナルラップを完走しチェッカーフラッグを受けなければならないことを意味する。
2. 先頭を走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。また、何らかの理由によってレース終了の合図が遅れた場合は、レースが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

第2項 優勝者

優勝者は規定の距離(周回数)または時間を最初にチェッカーフラッグを受けてフィニッシュライン(コントロールライン)を通過した車両とする。

第3項 順位の優先順位

優先順位は、チェッカーを受けた完走車の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。

チェッカーフラッグを受けなかった完走車を周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

第4項 完走者

各クラス優勝車の周回数の70%(小数点以下切り捨て)以上を走行した車両とする。

第5項 得点

得点(ポイント)は決勝レースの完走周回数を満たした車両にのみ与えられる。

第6項 暫定結果

暫定結果発表後、15分以内に書面で抗議の無い場合、自動的に暫定結果は正式結果とされる。

第10条 大会の延期、取りやめ、成立、レースの短縮

第1項 不可抗力による特別の事情が生じた場合は大会を延期、または取り止めることがある。

第2項 大会が延期、取り止めになった場合でも各レースごとにレースの完了をもってそれぞれが成立したものとする。

第3項 大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った参加料、共済保険掛け金は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者およびJEVRAに請求することはできない。

第8章 抗議

第1条 抗議権

- 第1項 抗議は当該チーム監督およびドライバーのみが行うことができる。ただし本規則に規定された出場拒否に対する抗議は受けられない。
- 第2項 抗議は抗議文書を作成して抗議保証金(33,000円/税込)を添えて事務局に提出すること。また文書以外での抗議は受け付けない。
- 第3項 抗議によって必要となった車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要した費用はJEVRAが算定する。

第2条 抗議の制限

- 第1項 車両検査の決定に関する抗議は、決定直後に書面で提出しなければならない。
- 第2項 競技中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は、競技終了後15分以内に書面にてなされなければならない。
- 第3項 競技結果に関する抗議は暫定結果発表後15分以内に書面にてなされなければならない。

第3条 抗議の裁定

- 第1項 JEVRAは抗議審査にあたり必要に応じ、関係当事者および競技役員などを証人として召喚し陳述を求めることができる。
- 第2項 裁定の結果は関係当事者のみに書面をもって通告する。
- 第3項 抗議保証金は抗議が成立した場合のみ返還される。

第9章 レース大会日程

- | | | |
|-----|--------------------------|---------------------|
| 第1戦 | 2020年 4月12日(日)公式予選、決勝レース | 筑波サーキット(茨城県) |
| 第2戦 | 2020年 5月30日(土)公式予選、決勝レース | 袖ヶ浦フォレストレースウェイ(千葉県) |
| 第3戦 | 2020年 7月 5日(日)公式予選、決勝レース | スポーツランドSUGO(宮城県) |
| 第4戦 | 2020年 8月 1日(土)公式予選、決勝レース | 筑波サーキット(茨城県) |
| 第5戦 | 2020年 9月12日(土)公式予選、決勝レース | 袖ヶ浦フォレストレースウェイ(千葉県) |
| 第6戦 | 2020年10月 4日(日)公式予選、決勝レース | 筑波サーキット(茨城県) |
| 第7戦 | 2020年11月14日(土)公式予選、決勝レース | 富士スピードウェイ(静岡県) |

第10章 参加申込期間と参加料

- 第1戦の申込期間と参加料 4月12日(日) 開催場所/筑波サーキット
ECOエントリー :2020年 3月 2日(月)~ 7日(土) ¥55,000(税込)

エントリー :2020年 3月 9日(月)~14日(土) ¥110,000(税込)
遅延エントリー :2020年 3月16日(月)~21日(土) ¥165,000(税込)

第2戦の申込期間と参加料 5月30日(土) 開催場所/袖ヶ浦フォレストレースウェイ

ECOエントリー :2020年 4月20日(月)~25日(土) ¥55,000(税込)
エントリー :2020年 4月27日(月)~ 5月 2日(土) ¥110,000(税込)
遅延エントリー :2020年 5月 4日(月)~ 9日(土) ¥165,000(税込)

第3戦の申込期間と参加料 7月 5日(日) 開催場所/スポーツランドSUGO

ECOエントリー :2020年 5月25日(月)~30日(土) ¥55,000(税込)
エントリー :2020年 6月 1日(月)~ 6日(土) ¥110,000(税込)
遅延エントリー :2020年 6月 8日(月)~13日(土) ¥165,000(税込)

第4戦の申込期間と参加料 8月 1日(土) 開催場所/筑波サーキット

ECOエントリー :2020年 6月22日(月)~27日(土) ¥55,000(税込)
エントリー :2020年 6月29日(月)~ 7月 4日(土) ¥110,000(税込)
遅延エントリー :2020年 7月 6日(月)~11日(土) ¥165,000(税込)

第5戦の申込期間と参加料 9月12日(土) 開催場所/袖ヶ浦フォレストレースウェイ

ECOエントリー :2020年 8月 3日(月)~ 8日(土) ¥55,000(税込)
エントリー :2020年 8月10日(月)~15日(土) ¥110,000(税込)
遅延エントリー :2020年 8月17日(月)~22日(土) ¥165,000(税込)

第6戦の申込期間と参加料 10月 4日(日) 開催場所/筑波サーキット

ECOエントリー :2020年 8月24日(月)~29日(土) ¥55,000(税込)
エントリー :2020年 8月31日(月)~ 9月 5日(土) ¥110,000(税込)
遅延エントリー :2020年 9月 7日(月)~12日(土) ¥165,000(税込)

第7戦の申込期間と参加料 11月14日(土) 開催場所/富士スピードウェイ

ECOエントリー :2020年10月 5日(月)~10日(土) ¥55,000(税込)
エントリー :2020年10月12日(月)~17日(土) ¥110,000(税込)
遅延エントリー :2020年10月19日(月)~24日(土) ¥165,000(税込)

※参加申込日は、参加申込書類と参加料の両方が確認(到着)した日にちとする。

※遅延エントリーを行った参加者はプログラムには掲出されず公式通知のみの掲載とする。

※充電設備の使用を希望する場合は、充電設備使用料(11,000円/税込)を参加受付時

に徴収する。

●参加申し込み先(JEVRA事務局)

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見2-6-30

株式会社エムアンドティプランニング内

日本電気自動車レース協会(JEVRA)

電話番号:03(6411)0092

●参加申し込み方法

現金書留または銀行振込みとする。(振込手数料は参加者の負担とする)

振込銀行口座:三菱東京UFJ銀行 学芸大学駅前支店 (普通)0086774

口座名義:日本電気自動車レース協会 事務局長 富沢 久哉(とみざわ ひさや)

電話番号:03(6411)0092

第11章 周回数(距離)および決勝出走台数

第1条 全クラス

第1戦 筑波	25周(50Km)	30台
第2戦 袖ヶ浦	21周(50Km)	30台
第3戦 SUGO	14周(50Km)	40台
第4戦 筑波	27周(55Km)	30台
第5戦 袖ヶ浦	23周(55Km)	40台
第6戦 筑波	30周(60Km)	30台
第7戦 富士	11周(50Km)	30台

第12章 賞典および賞典の制限

第1条 賞典

第1項 賞典の授与(各クラスに与える)

1位 / 2位 / 3位

第2項 メダルの授与(各クラスに与える)

第2条 賞典の制限

第1項 各クラスの参加台数による賞典の制限

3台/1位のみ 4~5台/2位まで 6台~/3位まで

第13章 ポイントおよびポイントの制限

第1条 総合および各クラスの獲得ポイントにより年間のチャンピオンを決定する

第1項	順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

第2項 各クラス参加台数によるポイントの制限

参加台数に関わらず、各クラスの完走車両に全ポイントを与える。

第3項 最終順位の決定

獲得ポイントの多い順に順位を決定するが、獲得ポイントが同点の場合は優勝回数の多い順／2位以下も同等とするが、それでも同点の場合は最終戦の順位が上位者を優位とする。

第14章 年間賞典および賞典の制限

第1条 年間賞典

第1項 年間賞典の授与は、各クラスのチャンピオンに与えるが、各クラスのシリーズ成立参加台数が2台以上の場合に限る。

第2項 年間賞典は大会数の80%以上(小数点以下四捨五入)に参加者したものに与える。

第15章 本規則の適用

第1条 本規則および特別規則

本規則書に規定されていない事柄については別紙特別規則書に規定される。本規則書および特別規則書に規定されていない事柄についてはJEVRAにより決定され、公式通知にて告知される。

第2条 本規則の違反

本規則に対する違反の判定は、訓戒、罰金、タイム加算、出場停止、失格処分まで遡及して施行される。

第3条 本規則の施行

本規則は2020年2月14日より施行する。